

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当町は台風常襲地帯であり、強風や集中豪雨によって人家や農作物をはじめ土木災害等を被っている。また鹿児島県の南南西 468 km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲 84km）の東側で、奄美群島のほぼ中央に位置する離島という地域特性から、災害発生時には様々な連鎖的被害により住民生活や防災対策に障害が生じることが想定される。

(台風・集中豪雨：地域防災計画より)

当町における気象災害のうち、特に被害が大きいのは台風災害であり、住家の損傷、道路決壊、田畑の浸水等の被害を被っている。これは当町が太平洋に面し、海岸沿いに住宅密集地が多く、このことが台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは潮風等が原因となって起こる災害を一層大きくしている。また大雨の発現は 4～5 月の低気圧要因、6～7 月の梅雨前線要因、8～9 月の台風要因に分けられるが、特に水害を引き起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。梅雨期の末期は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多く、大きな水害を起こすことが多い。

沖縄・奄美への台風接近数

| 年 月 | 平成 27 年 (2015 年) | 平成 28 年 (2016 年) | 平成 29 年 (2017 年) | 平成 30 年 (2018 年) | 令和元年 (2019 年) | 計 |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | 1 | | | | | 1 |
| 6 | | | | 2 | | 2 |
| 7 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | 11 |
| 8 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | 9 |
| 9 | 1 | 4 | 1 | 2 | 3 | 11 |
| 10 | | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 |
| 11 | | | | 1 | 1 | 2 |
| 12 | | | | | | |
| 計 | 6 | 7 | 7 | 14 | 8 | 42 |

(気象庁ホームページより)

(高潮：地域防災計画・ハザードマップより)

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。そのため台風が接近する時刻を予想するときには幅をもたせ、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

(突風：地域防災計画より)

平成 23 年 11 月、当町内において竜巻と思われる突風により、住家が飛ばされ、死者が出る被害が発生した。今後も気象庁から発表される竜巻注意情報に注意を払う必要がある。竜巻注意情報が発表された場合には周囲の空の状況に注意を払い、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど早めの避難開始が必要となる。

(地震・津波：地域防災計画・J-SHIS より)

当町は、比較的有感地震の発生が少ない地域ではあるが、30 年以内に震度 6 弱以上の地震に見舞われる確率は 6～26%となっており、奄美群島太平洋沖（南部／北部）で地震が発生した場合は地盤沈下等の大きな被害を引き起こすことも十分に考えられる。また地震による津波被害想定は、27 分以内に 7mを超える津波が予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 : 523 人 (令和 2 年 5 月現在)
- ・小規模事業者数 : 474 人 (令和 2 年 5 月現在)

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------|----------------|-------|---------|----------------|
| 商工業者 | 建設業 | 71 | 68 | 町内に広く分散している |
| | 製造業 | 39 | 35 | 町内に広く分散している |
| | 情報通信業・エネルギー供給業 | 6 | 3 | 町内中心市街地に集中している |
| | 運輸業・郵便業 | 22 | 13 | 町内に広く分散している |
| | 卸売業・小売業 | 154 | 137 | 町内に広く分散している |
| | 宿泊・飲食業 | 95 | 95 | 町内中心市街地に集中している |
| | サービス業 | 136 | 123 | 町内に広く分散している |
| 合計 | | 523 | 474 | |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災活動の促進
- ・防災備品の備蓄
- ・中小企業災害復旧資金利子補助金交付
- ・防災マップの作成及び配布

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナー参加による職員の資質向上
- ・防災備品 (懐中電灯, 飲料水, 非常食等) を備蓄
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・発災時の被害状況調査・報告の実施
- ・復旧・復興に対する金融あっせん支援

II 課題

当町は、県内でも台風来襲頻度が高く、強風や集中豪雨により人家や農作物をはじめとした土木災害等を幾度となく被っている。そのため地域住民においては日頃から防災意識が高く、台風来襲前には自主的にそれぞれの経験則で家屋の補強や食料品の備蓄等を行っている。しかし、全体として災害を想定した行動規範や協力体制に関して具体的に記載されたマニュアルが整備されていないことや、緊急時の対応に関して推進するノウハウを持った人員が十分でないという課題がある。また地区内小規模事業者においては、事業所に関する休業補償等を含めた損害保険や共済等の未加入者が多く、経営に対して十分なリスクマネジメントが構築できていないことと、その推進に関して適切な助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているという課題もある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、当会と当町で防災に関して円滑な情報共有が図れるような指示命令系統・連絡体制を確立。強固な連携体制により地区内小規模事業者の支援を行う。

- ・保険会社と連携し、保険や共済未加入の地区内小規模事業者を対象に普及啓発セミナー等を実施。また、当会経営指導員等職員による巡回や窓口相談時の情報提供により、災害等の経営リスクマネジメント構築の重要性について理解してもらい、事業者 BCP 策定や各種共済・保険制度への加入推進を行う。

- ・事業者 BCP 策定等取組実施後は、フォローアップを行い、当会と当町において定期的に情報を共有することで取組の評価や見直しを実施する。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担，体制を整理し，連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成11年9月策定（令和2年3月追録）の徳之島町地域防災計画について，本計画との整合性を整理し，発災時に円滑な応急対策等に取り組めるようにする。
- ・当会では，多発する自然災害や事故・病気など，日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に，保険会社や全国商工会連合会等から提供されるリスクチェックシートやハザードマップ等の防災ツールを活用しながら，事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明を行う。
- ・商工会報や町広報誌，各ホームページ等を活用し，防災に関する国の施策の案内やリスク対策の必要性，損害保険の概要や事業者BCPの取組事例の紹介等を行う。
- ・地区内小規模事業者に対し，事業者BCP（迅速な取組に向けた簡易版含む）策定の助言指導を行う。
- ・事業継続力強化支援に関する専門家を招聘し，地区内小規模事業者に対して普及啓発セミナーや相談会を実施。行政施策や損害保険等の紹介を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は，いつでも，どこでも発生する可能性があり，感染の状況も日々変化するため事業者には常に最新の正しい情報を入手し，デマに惑わされることなく，冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき，感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに，今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ，マスクや消毒液等の一定量の備蓄，オフィス内換気設備の設置，ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

【災害リスクの周知に関する目標】

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業者BCP策定件数 | 1件 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 |
| 専門家派遣件数 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| セミナー等開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は，令和2年度事業継続計画（徳之島町商工会危機管理対応方針）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合等や保険会社等に専門家の派遣を依頼し，地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・民間金融機関等へ普及啓発ポスターの掲示依頼を行う。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP策定等取組状況の定期的確認を行う。
- ・毎年度，（仮称）徳之島町事業継続力強化支援協議会〔構成員：当会（法定経営指導員の参画含む），当町〕を年1回（3月）に開催し，本年度中の地区内小規模事業者・当町におけるBCP策定等状況確

認や改善点等について協議し、本計画に記載した実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、当会理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP や会報（年1回）へ掲載することで、地区内小規模事業者等が常時閲覧可能な状態とする。

【事業者 BCP 等の取組状況の確認について】

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業者 BCP 等の取組状況のフォローアップ目標件数 | 1件 | 2件 | 3件 | 5件 | 7件 |

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。（電話連絡や SNS 等を活用して、職員の安否確認や業務従事の可否判断、家屋や道路等に係る大まかな被害状況等を、当会と当町で共有する。また、必要に応じて鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関にも報告を行う。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町（地域営業課・総務課）との間で、地区内小規模事業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風における例）職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨の場合には、当会代表や鹿児島県商工会連合会に連絡の上自宅待機等安全措置を取り、風雨が収まり次第出勤。出勤後は、当町（地域営業課・総務課）と連携を取り、地区内小規模事業者等の被害状況調査を実施。調査結果については鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関に迅速に報告を行う。（確認の取れた大まかな被害状況については、当会と当町で1日以内に情報共有する）

・職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。

（被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内約10%以上の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内約1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1~10%程度の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1~1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

※被害想定に関わらず、連絡の取れない地域については大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～2週間 | 2日に1回共有する |
| 2週目～1ヶ月 | 1週間に2回共有する |
| 1ヶ月以降 | 必要に応じて共有する |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（事業の再建に必要な金額合計、事業用の土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を鹿児島県が指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県商工労働水産部商工政策課団体係へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告を行う。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会または当町より鹿児島県へ報告する。

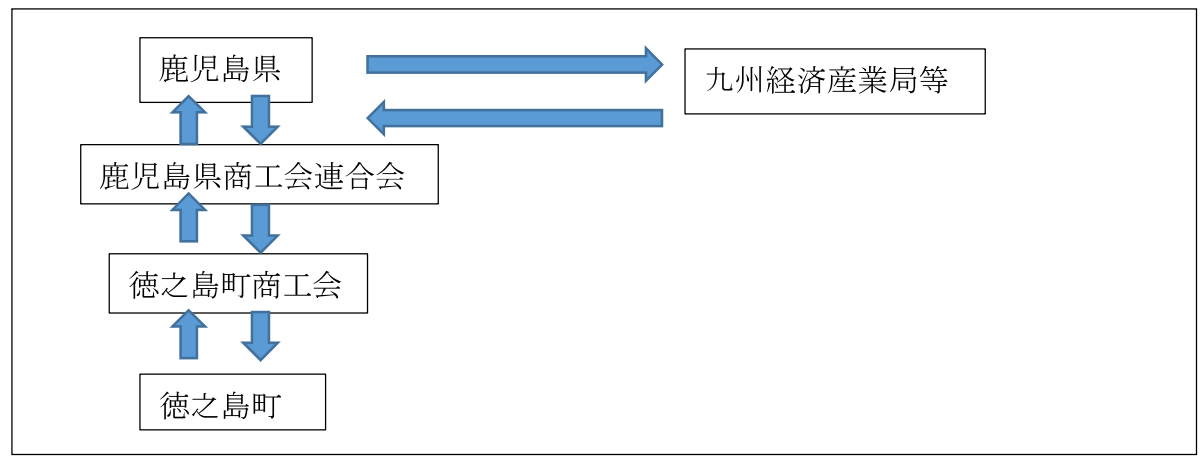
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

報告者：
電話番号：
メールアドレス：

被害合計金額

| 事業所名 | 住所 | 業種 （1桁） | 従業員数 （1桁） | 被害額 （被害額の算定に 必要と認め られるまで） | （被害額内訳） 単位：千円 | | | | 被害状況 （1桁） （被害状況がつかぬ場合は○を記入） |
|------|----|------------|--------------|------------------------------------|---|----------------------|------|-----------------|-----------------------------------|
| | | | | | 土地 （地味土砂災害 等・陥没等） （被害額算定に 必要） | 建物 （被害額算定に 必要） | 機械設備 | 商品、原材料、 仕掛品等 | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | |

・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・災害時の相談窓口の開設については、地区内小規模事業者の被害状況について確認後、当町と協議の上安全性が確認された場所（特別な事由がない場合には当会館か当町庁舎内）において設置する（なお、当会は国の依頼を受けた場合には、独自に特別相談窓口を設置する）。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、当町の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回や会報，HP 活用等により周知する。
- ・感染症の場合，事業活動に影響を受ける，または恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

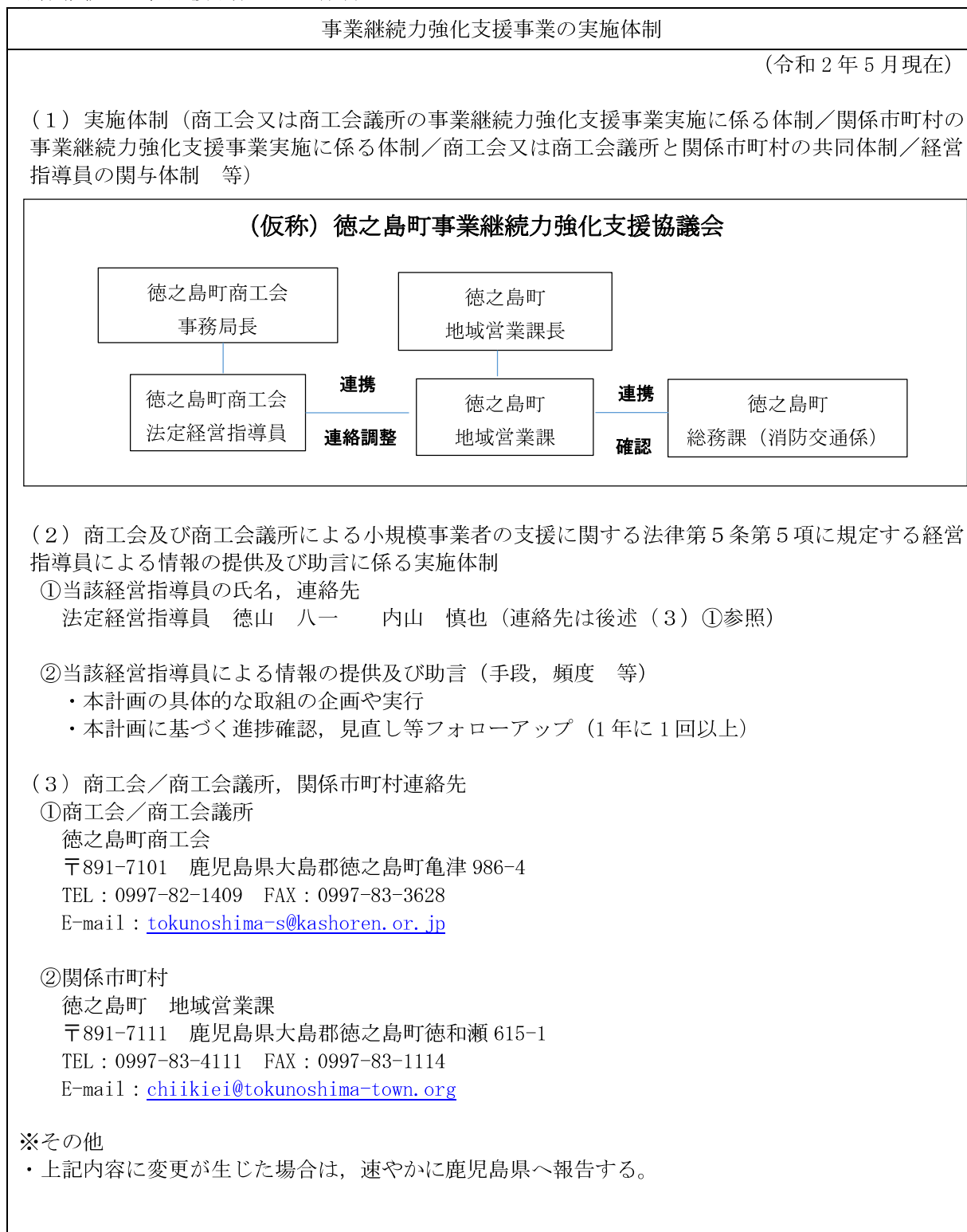
- ・鹿児島県の方針に従って，復旧・復興支援の方針を決め，被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく，被災地の職員だけでは対応が困難な場合には，他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は，速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| ・ 専門家派遣費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ 協議会運営費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・ セミナー開催費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ 広報費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-----------------------------|
| 会費収入，徳之島町補助金，鹿児島県補助金，事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。